

Cosmoprof Asia 2025 ジャパン・パビリオン 個別ブース・出品案内書

会期：2025 年 11 月 12 日（水）～11 月 14 日（金）
会場：Hong Kong Convention and Exhibition Centre

出品申込締切：2025 年 6 月 18 日（水）日本時間 17:00
書類提出期限：2025 年 6 月 23 日（月）必着

2025 年 6 月
独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）
海外展開支援部 販路開拓課

アジア最大級の美容関連見本市

「コスモプロフ・アジア 2025」

コスモプロフ・アジアは、化粧品・美容関連製品等を対象とするアジア最大級の B2B 専門見本市です。健康・美容関連業界からアジアのトップバイヤーが来場しており、アジア市場における新たなビジネス開拓に直結する見本市として高い評価を受けています。

ジェトロは 2011 年より同見本市に出展し、日本企業の海外販路開拓支援を行ってまいりました。

昨年に引き続き、本年も同見本市にてジャパン・パビリオンを設けます。中国・アジア市場を中心に新たな販路開拓を目指す企業の皆様を対象として、本パビリオンへの出品者を募集いたします。

2025 年 6 月 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）

目次

1. 概要	3
2. ジャパン・パビリオンのレイアウトイメージ	4
3. 出品のメリット	5
4. ジャパン・パビリオン 個別ブース 出品要件	6
5. 出品料・サービス内容	8
6. 出品料の割引制度	10
7. お申込みの流れ	12
8. 審査結果の通知・出品料のお支払期限	13
9. 今後のスケジュール	13
（参考）その他のジェトロのサービス案内	14

◆お問い合わせ先・書類送付先◆

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外展開支援部

販路開拓課 ライフスタイル産業班

E メール：CIA-Cosmoprof@jetro.go.jp

電話：03-3582-5015

担当：舘（た） 、岩井、小野、岸本

1. 概要

(1) 見本市概要

名 称 : Cosmoprof Asia 2025 香港

<https://www.cosmoprof-asia.com>

会 期 : 2025 年 11 月 12 日 (水) ~14 日 (金)

会 場 : Hong Kong Convention & Exhibition Centre

※ジャパン・パビリオンは上記期間中に設置されます。

※会場は商材により二つに分かれます。別会場で実施の併催展示会は以下のとおり。

Cosmopack Asia 2025

2025 年 11 月 11 日 (火) ~13 日 (木) 於 : Asia World Expo

(包装資材・関連機械・化粧品原料・OEM 製品)

対 象 商 品 : 化粧品・トイレタリー製品、美容サロン・スパ関連用品、ヘアケア製品、ネイル関連用品等

※対象商品は (2) ジャパン・パビリオン (個別ブース) 概要を参照

主 催 者 : Cosmoprof Asia Ltd.

出 品 者 数 : 2,500 (47 カ国・地域) (2024 年実績)

来 場 者 数 : 60,975 人 (119 カ国・地域) (2024 年実績)

(2) ジャパン・パビリオン (個別ブース) 概要

募集企業数 : 30 社程度 1 社あたり約 8.8 m²のブース設置予定。

※出品にあたっては、主催者等による審査があります。

規 模 : 約 350 m² 企業出品スペース、その他ジェトロ受付を設置する (予定)

ブース形式 : セミ・オープン形式ブース (予定)

1 社分のブースを三方壁で囲ったブースによる通常の見本市出品スタイルではなく、出品者間の間仕切りを最小限にとどめたブースとなります。

参加ゾーン : 香水・化粧品・トイレタリー製品ホール (小売り向け)

(Hall 1E : Perfumery Cosmetics & Toiletries)

対 象 商 品 : 日本ブランドの化粧品 (完成品)

メイクアップ、スキンケア、バス&ボディケア、香水、美容サロン・スパ製品、ヘアケア製品、ネイル関連製品、その他美容関連製品

※OEM/ODM、包装パッケージング、化粧品原材料、健康食品、サプリメントはジャパン・パビリオンの出品対象外となります。(詳細は p.6 出品要件を参照)

なお、個別ブースに隣接する形で「2025 年度伴走型商談支援プログラム in 香港」の実施も予定しております。

詳細についてはホームページよりご確認・お問い合わせください。

URL : <http://www.jetro.go.jp/events/odb/7054bf428b89d770.html>

※「2025 年度伴走型商談支援プログラム in 香港」との併願申し込みは出来かねます。

2. ジャパン・パビリオンのレイアウトイメージ

(1) ジェトロ ジャパン・パビリオン（個別ブース）について

ジャパン・パビリオンは人通りが多い HALL 1E に位置し、1 社 1 小間（約 8.8 m²）のブースを 30 小間設置予定です。（合計：350 m²予定）ジャパン・パビリオンの周辺には日本からの出品企業が多数集まっています。

<Cosmoprof Asia 2024 会場の様子>



<ジャパン・パビリオン全体イメージ>（Cosmoprof Asia 2024 の例）



※実際のブースとは異なります

(2) 企業ブースに付属するもの

以下の付属品を各ブースに備え付ける予定です。

9 月に実施予定の出品者説明会にて、追加備品注文など詳細情報をお知らせいたします。

<付属備品（予定）>

展示台（陳列棚）、鍵付き展示台、商談用テーブル、椅子（2 脚）、ごみ箱、ポスター貼り付けスペース、コンセントなど。

※ブースの位置によって、壁面の面積が異なり、ポスター等の装飾が制限される可能性があります。

※割り当てられたブースの壁面以外の部分への装飾、隣のブースとの間を隔てている空間および通路をポスターで塞ぐ等の行為は、近隣企業様の妨げとなるためご遠慮いただいております。

ジャパン・パビリオン設置エリア

4. ジャパン・パビリオン 個別ブース 出品要件

(1) 出品対象物

日本ブランドの化粧品（完成品）：メイクアップ、スキンケア、バス&ボディケア、香水、美容サロン・スパ製品、ヘアケア製品、ネイル関連製品、その他美容関連製品

※OEM/ODM、包装パッケージング、化粧品原材料、健康食品、サプリメントは対象外となります。

※応募数によっては、プロダクトカテゴリーポリシーに基づき、香水・化粧品・トイレタリー製品を扱う企業が優先される場合があります。

※展示会自体がプロダクト別のフロア構成となっている都合上、記載されている以外の製品・サービスにおきましても、当パビリオンの出品対象外となる場合があります。詳細に関しましては、お問い合わせください。

※出品者資格・要件及び提出書類に基づき、主催者・ジェトロにて審査を行い、本見本市への参加企業及び出品物を決定いたします。

※審査・広報資料作成用の情報として申し込み時に最大 5 ブランドまで出品予定商品をご登録いただけます。

※ブース内スペースの都合上、希望する出品物すべての展示ができない可能性があります。

※出品物は制度上、日本から香港へ輸出可能なものに限りです。

※出品物が当パビリオンの対象出品物にそぐわないとジェトロが判断した場合、出品をお断りする場合があります。

(2) 出品要件

- ① 日本国内に登録された実態のある企業または個人事業主であること。
- ② 出品物が日本国内で生産された商品であること。または、自社の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。代理店のみによる参加の場合は委任状のコピーを提出。※STEP3 応募資料送付とともに送ってください。
- ③ 海外販路拡大のため、海外企業との商取引を目的とした商談が主な参加理由であること(市場調査/プロモーションのみが目的の参加は不可)。
- ④ 準備日及び会期の全日程で、会場の自社ブースに常駐できる担当者がいること（会期中の撤収は不可）。
- ⑤ 日本から渡航いただける企業もしくは、中国・香港に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業で、英語・中国語での商談が可能であること。
- ⑥ 現地法人または現地代理店の場合、出品ブランドの商談権限がある者（委任を受けた者を含む）が参加すること。
- ⑦ 申込単位は原則 1 社 1 小間とします。1 社による複数小間の申込はできません。また、1 小間を複数で共有することもできません。自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
- ⑧ 「出品案内書」および「[海外見本市出品要綱](#)」の記載事項を了承していること。
本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。
- ⑨ 本事業のご担当者を指名いただき、事務局・主催者からの本事業にかかる書類の作成、問い合わせ

等に迅速にご対応いただけること。

- ⑩ ジェトロ及び主催者による審査を通過し、出品が承認されること。
- ⑪ **ジェトロが商談状況・結果等、成果把握のために実施する会期中および、会期後のアンケートに必ずご回答いただけること。**
- ⑫ 香港を含むアジア地域への市場開拓に意欲的で、積極的に参加いただけること。
- ⑬ 出品審査の際に、輸出体制を有する企業、およびコスモプロフ・アジア初出品の企業を優先させていただく場合があります。

【注意事項】

- ・小間の位置については、各出品者の展示構成等を配慮しつつ、主催者およびジェトロが決定します。
- ・小間の基本装飾および施工はジェトロが指定する事業者が行い、出品物の展示・陳列は出品者自身が行います。
- ・出品物の展示方法については、ジャパン・パビリオン全体および周囲の出品者様との調和を過度に乱すとジェトロが判断した場合は、ジェトロの指示に従っていただきます。
- ・出品者ブースの展示装飾は原則自由です。ただし、近隣ブースの迷惑となる行為（通路に展示物をはみ出して置く行為、近隣ブースとの間の間仕切り部分の壁面がないところをふさぐ装飾等）はご遠慮ください。
- ・外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者様の責任において事前に許可等を取得願います。
- ・出品料未納の状態ではご出品いただけません。必ずジェトロ指定の支払い期日までに出品料をお支払いください。
- ・申込に関し、「2025 年度伴走型商談支援プログラム in 香港」との併願申し込みは出来かねます。

5. 出品料・サービス内容

中堅・中小企業料金	一般企業料金
1,090,000 円（不課税）	1,640,000 円（不課税）

(1) 出品料に含まれるサービス

- スペース代（約 8.8 m²）
- ジャパン・パビリオン統一デザインによる基本装飾
- 主催者公式カタログ、ホームページへの掲載
- 出品者バッジ（1 社につき 8 枚：2024 年実績）
- 商談マッチングサービス、ジャパン・パビリオンカタログ製作等プロモーション費用
- Cosmoprof Asia の指定する展示会保険サービスの適用

(2) 出品料に含まれないサービス・経費

- 出品者の渡航に掛かる費用（旅費、宿泊費、海外旅行傷害保険料）
- 展示品・サンプルなど貴社商品の輸送にかかる費用（保険料含む）
- 上記基本装飾以外の展示装飾に掛かる経費（追加備品等の設置・借上、撤去費等）
- 出品者が独自に手配する自社専用のアテンダント、商談通訳者等
- 追加出品者バッジ代
- その他前項に定める以外の経費

(3) 中堅・中小企業要件、出品料に関する注意事項

中堅・中小企業料金（費用補助）は、中堅企業および中小企業を対象とします。それぞれの定義は次のとおりです。

① 中小企業の定義（資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業）

- ・中小企業の定義（資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業）
- ・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する中小企業者

業種分類	資本金の額または出資総額	常時雇用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

▶詳細：<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

② 中堅企業の定義

上記の中小企業以外のもののうち、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、応募日において常用使用する従業員の数が 2,000 人以下の会社及び個人。

▶詳細：<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

ただし、次に該当する者は対象外とします。

●常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に、直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者。

- ・なお、上記中堅・中小企業の条件に該当する企業等であっても、他の国庫補助金をジェトロの出品料に充てる場合は、一般料金にて申し込みいただきます（二重補助の禁止）。ただし、国庫補助金に該当しない補助金・助成金（地方公共団体等が実施するもの）については、この限りではありません。
- ・他の補助金を使用する場合は、支援機関に二重補助にあたらぬかどうか、必ずご自身でご確認ください。
- ・ジェトロ以外（国や自治体等）から補助を受ける方は、ジェトロとの契約内容確認や契約締結日（入金日）の調整が必要となる場合がありますので、それぞれの内容を理解した上で手続きを進めてください
- ・ジェトロは、本「出品案内書」記載に合致したお申し込みしか受理できません。また、ジェトロの出品料金内訳等につきましては、本「出品案内書」記載以上の情報を提供することはできませんので、ご了承ください。
- ・出品料の振り込みに要する一切の手数料は出品者に負担いただきます。

6. 出品料の割引制度

(1)「ジェトロ・メンバーズ」会員への割引

ジェトロ・メンバーズはジェトロの有料会員制度です。年会費 77,000 円（税込）で、海外ビジネスを支援する各種関連サービス等、様々な特典があります。

- ・お申込日時点でジェトロ・メンバーズに加入されているお客様には、会員特別料金として、出品料の 10%を割引いたします。ただし、会員 1 口につき年会費 70,000 円（税別）を年間割引の上限とします。まだ加入されていない皆様は、この機会にぜひ入会をご検討ください。
- ・割引は、日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申し込みの場合に限ります。
- ・ジェトロからの出品料請求後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は、上記割引の対象外です。

▶詳細：<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

(2)東京都「海外展開支援」

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度を設けています。

以下 3 つの条件を全て満たす場合、この制度のもと、ジェトロの有償サービスを 1 社あたり最大 100 万円まで無償で利用できるものです。

■条件：

1. 東京都内に登記済みの事業所がある
2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様
3. 「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

■詳細：

▽東京都産業労働局 ホームページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuigaitenkai/>

▽ジェトロ ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html>

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

■本支援に関するお問い合わせ先：

ジェトロ東京貿易情報センター

Tel : 03-3582-4953 / E-mail : knt-tokyo@jetro.go.jp

(3)大阪府・ジェトロ大阪本部による出展料補助制度（予定）

対象：大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業

内容：大阪府およびジェトロ大阪本部は、大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業[※]の海外販路開拓およびビジネス創出を支援するため、出展料の半額を補助する制度を実施予定です。

※中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※中堅企業の定義：常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）

※大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業（いわゆる「みなし大企業」）である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。

注意事項：

- 本補助は、2025 年度の実施が決定した場合にご利用いただけます。
- 決定した場合のみ、その旨を申込済み事業者に対してご案内いたします。
- 2025 年度の実施が決定した場合であっても、予算額の上限に達し次第終了いたします。
- ジェットロ・メンバーズ割引および他の出展補助制度との併用はできません。
- キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。
- 複数の展示会に重複してお申し込みいただくことはできかねます。
- お申込み内容を確認のうえ、支援対象企業を決定いたします。
- お申込みいただいた内容は大阪府と共有し、出展後アンケート等にご協力いただきます。

お申込みフォーム： <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/osa/csmp2025>

※本補助を希望される場合は「Cosmoprof Asia 2025」への出展申込みと併せて、上記お申込みフォームにてご申請ください。

お申込み締切：「Cosmoprof Asia 2025」の出展申込締切と同日

お問い合わせ：

ジェットロ大阪本部 海外ビジネス推進課（太田、酒井、堀）

Email: OS_LSI@jetro.go.jp / TEL: 06-4705-8602

7. お申込みの流れ

※ご注意※ STEP1 から STEP3 までの手続きを経て、申し込み完了となります。

STEP 1 : イベント申込み

締切 : 2025 年 6 月 18 日 (水)
17 時締切

【STEP 1】

下記 URL のイベント申し込みページで必要事項を入力・送信してください。

※はじめてのお申し込みの方は「お客様情報登録」(無料)が必要です

➡ URL : <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071613U>

STEP 2 : イベント申込み

締切 : 2025 年 6 月 18 日 (水)
17 時締切

【STEP 2】

STEP1 登録後に送られてくるメールもしくは下記 URL より、詳細な情報、商品情報など審査用情報をご登録下さい。

お申し込み情報の入力には、30 分から 1 時間程度を要します。

➡ URL : <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/cosmo2025>

STEP 3 : 必要書類の発送

締切 : 2025 年 6 月 23 日 (月)
必着

【STEP3】

STEP 2 にある「出品申込書・承諾書」に必要事項をご記入、押印のうえ原本 (2 部) をご郵送ください。

※代理店参加の場合は、押印済である委任状のカラーコピーを 1 部を併せてお送りください。

➡ 書類送付先は下記をご確認下さい。

【注意事項】

- ・実際に出品する商品情報等お申込み情報をもとに、ジェトロ及び主催者による審査を行います。そのため、お申し込み情報記入の時点で、出品予定の商品 (5 ブランドまで) を選定の上、ご登録ください。
- ・審査通過後に出品予定商品を変更することは出来ません。あらかじめご注意ください。
- ・本展示会の来場者に配布するパンフレット等の情報は、原則本申し込み時に登録いただいた商品情報を記載します。
- ・STEP1～STEP3 のいずれか完了していない場合は、申込みを取りやめたものとみなします。
- ・締切日を過ぎての書類提出や記載不備の場合は、審査を行うことが出来ませんのでご了承ください。

<書類送付先・お問い合わせ>

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外展開支援部
販路開拓課 ライフスタイル産業班

E メールアドレス : CIA-Cosmoprof@jetro.go.jp

電話 : 03-3582-5015

担当 : 舘 (たて) 、岩井、小野、岸本

8. 審査結果の通知・出品料のお支払期限

■ 審査後採択された場合は、審査結果メールおよびジェットロが公印を押印した出品申込書・承諾書（PDF）をジェットロよりメールで発信いたします。ジェットロが同メールを発信した時点で、出品契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。

出品申込書・承諾書の原本 1 通は別途返送いたします。支払い手続きによって生じる一切の手数料は出品者の負担となります。

キャンセル受付日	キャンセル料
ジェットロからの審査結果メール送付前	なし
ジェットロからの審査結果メール送付後	出品料の 100%

- ・出品者の自己都合により出品を取消される場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせください。
- ・キャンセル料についてはジェットロ・メンバーズ割引および自治体補助金を適用することができません。
- ・戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止出来る場合がありますのでご相談ください。

9. 今後のスケジュール

出品決定までのおおまかなスケジュールになります。主催者・会場準備により日程が変更となる場合もございます。

日 程	スケジュール
2025 年 6 月 18 日（水） 17 時 00 分（日本時間）	オンライン登録・申込期限（STEP1、STEP2） ※書類提出期限は 6 月 23 日（月）必着
6 月下旬	ジェットロ・主催者による出品審査 お申込み頂いた情報を元に、ジェットロおよび主催者にて出品社様を決定いたします。
7 月上旬（予定）	ジャパン・パビリオン出品確定、結果通知のご案内 「出品申込書・承諾書」「出品料請求書」の送付
7 月中旬（予定）	主催者ウェブサイト登録、出品社専用 ID・パスワード発行
8 月末	出品料お振込み期限
9 月中旬	出品者説明会 輸送手配、ジャパン・パビリオンカタログ作成
11 月 11 日（火）時間未定	ブース設営、受け渡し
11 月 12 日（水）～14 日（金）	Cosmoprof Asia 香港 会期
11 月 14 日（金）	会期終了、パビリオン撤収

(参考) その他のジェトロのサービス案内

(1) 知的財産権保護について (無料)

本事業参加にあたり、事業開始までに必要な商標登録を行うことをお勧めします。商標登録などについては、下記サイトに関連情報を掲載していますのでご参照ください。※商標登録費用は各社にてご負担ください。

＜知的財産権保護＞ <https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>

(2) 貿易投資相談 (無料)

輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーがお応えします。お申込みはオンラインとお電話で承ります。

受付時間：オンラインは 24 時間、お電話の場合は、平日 9 時～12 時/13 時～17 時（土日、祝祭日・年末年始を除く）

▶ 詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

(3) 貿易実務オンライン講座 ※有料講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

▶ 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

(4) 新規輸出 1 万者支援プログラム ※登録無料

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のコンサルティングを通じて、適切な支援策を提案します。

▼ 詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

(5) 新輸出大国コンソーシアム ※無料

全国に配置された海外展開支援のための「新輸出大国コンシェルジュ」が、皆様のご相談に応じ、最適なサービスをご紹介します。

コンシェルジュのナビゲートにより、海外展開を目指す皆様には、以下の支援をご提供します。

【海外展開フェーズに即した専門家（パートナー）によるハンズオン支援 ※審査あり】

各国・地域事情、実務に精通した専門家（パートナー）が、継続的な支援面談・展示会等への海外出張同行を通じて、海外展開の戦略策定から海外販路開拓、立ち上げ、操業支援まで企業様の状況に応じて、一貫した伴走支援を行います。

▶ 詳細：<https://www.jetro.go.jp/consortium/apply/partner.html>

【個別課題に対応するスポット支援】

海外展開における実務で欠かせない各テーマ（基準・認証、法務、物流など）について、各国・地域事情、実務に精通した専門家、専門知識を有する専門家（弁護士/公認会計士/税理士等）が支援します。

▶ 詳細：<https://www.jetro.go.jp/consortium/>

(6) Japan Street（無料）

Japan Street はJETRO招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。なお、「Cosmoprof Asia 2025」ジャパン・パビリオンに採択された方は、更なるビジネスチャンス拡大のため、ご登録いただくことをお勧めします。

～ ご登録のメリット ～

- ・JETROが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
- ・ご登録から商談日程調整まで、JETROによる無料のサポートを受けることができます。
- ・商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはJETROが代行いたします。

▶ 詳細・登録はこちら：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

(7) 中小企業海外ビジネス人材育成塾 ※中小企業限定 ※参加無料

本講座は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や商談準備に課題を感じている方を対象にした 5 週間の無料研修です。研修では、主に海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。

オンライン形式が中心ですが、グループワークを多く活用し、講師だけでなく他の参加者からも学ぶことが可能となっています。また対面の機会もあるため、同じ目的・志を持つ人たちとの社外ネットワーキングを希望される方にも最適なプログラムです。

2025 年度「育成塾」の募集スケジュールは以下のとおりです。

8 月期：7 月 17 日（木曜）～ 7 月 29 日（火曜）

11 月期：10 月 9 日（木曜）～ 10 月 21 日（火曜）

26 年 1 月期：12 月 16 日（火曜）～ 12 月 26 日（金曜）

▶ 詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku.html>

▶ お問い合わせ先：JETRO海外ビジネス人材育成課

Tel：03-3582-8355 E-mail：ikusei@jetro.go.jp